

<マネックス証券との業務提携に関するパワーフレックス口座関連規程のご案内>

2021年12月1日付けにて、「預金口座振替約款」を制定いたします。あわせて、「ネット口座振替受付サービス」利用規定を一部改定いたします。

それぞれの内容は以下の通りです。

預金口座振替約款（2021年12月1日付制定）

預金口座振替約款

お客さまは、本約款が預金口座振替における契約内容となることを確認のうえ、取引を行うものとします。

第1条 口座からの引落とし

当行に当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）から請求書または請求データ等（以下併せて「請求書等」といいます。）が送付されたときは、お客さまに通知することなく、収納機関が指定する日（以下「振替日」といいます。）に請求書等記載の指定通貨による金額をお客さまのパワーフレックス口座の指定通貨普通預金口座（以下「預金決済口座」という）から引落としのうえ収納機関に支払うものとします。この場合、預金決済口座にかかる預金規定にかかわらず、キャッシュカード、払戻請求書等の提出その他お客さまによる手続を要することなく、当行にて引き落とします。

第2条 引落とし不能時の取扱い

前条の規定にかかわらず、振替日において、請求書等記載金額が預金決済口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、当行は請求書等記載金額の全額につき前条の処理を行いません。この場合、当行はお客さまに対して、前条の処理が行われなかった旨を通知しません。

第3条 口座振替の解約

振替契約を解約するときは、お客さまから当行に当行所定の書面により届け出ることとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求がない等相当の事由があるときは、お客さまからとくに申出のない限り、当行は振替契約が終了したものととして取扱うことがあります。

第4条 紛議について

本約款に基づく取扱いについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行

は一切の責任を負いません。

第5条 規定・約款の準用

預金口座振替に関し、本約款に定めのない事項については、パワーフレックス取引共通規定等当行の他の規定・約款の定めを準用します。

第6条 約款の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本約款を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、当行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容に従っていただくものとします。

以上

「ネット口座振替受付サービス」利用規定（2021年12月1日付改定）

改定前	改定後
<p>6. 前項の規定にかかわらず、振替日において、請求書等記載金額が指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は請求書等記載金額の全額につき前項の処理を行いません。この場合、当行はお客さまに対して、前項の処理が行われなかった旨を通知しません。</p>	<p>6. 前項の規定にかかわらず、振替日において、請求書等記載金額が指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は請求書等記載金額の全額につき前項の処理を行いません。この場合、当行はお客さまに対して、前項の処理が行われなかった旨を通知しません。</p>

「ネット口座振替受付サービス」利用規定の全文はこちら

以上